

くまもとけんりつまつばせにししえんがっこうこうこうとうぶせいとこころえ
熊本県立松橋西支援学校高等部生徒心得

せいと つぎ まも まつばせにししえんがっこう せいと じかく ほこ こうどう
生徒は、次のことがらを守り、松橋西支援学校の生徒として自覚と誇りのある行動をする。

だい いち しょう きりつ れいぎ
第一章 規律・礼儀

- 1 きもちのよいあいさつやことばづか たいが おも そんちょう あ
気持ちのよいあいさつや言葉遣いをし、互いを思いやり尊重し合う。
- 2 せいとこころえ したが れいぎ せつど こうどう こころ
生徒心得に従い、礼儀や節度ある行動を心がける。

だい に しょう つうがく
第二章 通学

- 1 つうがく さい せいふく ちゃくよう こうつう まも き けいろ つうがく
通学の際は、制服を着用し、交通ルール・マナーを守り、決まった経路で通学する。
- 2 だんしゃとう じょうしゃ じゆんばん しゃない まも しゅうい めいわく とく こうれいしゃ
バス、電車等では、乗車の順番や車内でのマナーを守り、周囲に迷惑をかけない。特に、高齢者
や小さな子ども、体が不自由な方にはすすんで席をゆずる。
- 3 どうげこう じかん まも くわ せいとこころえ さいそく だいにしょう 3 (1) ~ (3)
登下校の時間を守る。【詳しくは、生徒心得（細則） 第二章 3 (1) ~ (3)】
- 4 じてんしゃつうがく きぼう もの こうちょう きよか う こうつう まも き けいろ
自転車通学を希望する者は、校長の許可を受け、交通ルール・マナーを守り、決まった経路
で通学する。【詳しくは、生徒心得（細則） 第二章 4】

だい さん しょう がっこうせいかつ
第三章 学校生活

- 1 こうしゃ てい せいとしょうこうぐち りよう じぶん くつ くつばこ せいりせいとん い
校舎への出入りは、生徒昇降口を利用し、自分の靴は靴箱に整理整頓して入れる。
- 2 がっこうない つか もの たいせつ こわ ばあい べんしょう
学校内のみinnで使う物を大切にし、わざと壊した場合は弁償する。
- 3 がっこうない もの しょう ばあい きょうし きよか え
学校内の物を使用する場合は、教師の許可を得る。

だい よん しょう けっせき ちこく
第四章 欠席・遅刻

- 1 けっせき
(1) びょうき た りゆう けっせき ばあい かなら ほごしゃ がっこう はや れんらく
病気やその他の理由で欠席する場合は、必ず保護者から学校に早めに連絡する。
 - (2) きび ばあい かなら ほごしゃ がっこう はや れんらく
忌引きの場合は、必ず保護者から学校に早めに連絡する。
- 【詳しくは、生徒心得（細則） 第四章 1 (2)】

2 ちこく

ちこく ばあい ほごしゃ がっこう じぜん れんらく
遅刻する場合は、保護者から学校に事前に連絡する。

だい ご しょう どうはつ ふくそう
第五章 頭髪・服装



- 1 かみ つね せいけつ がくしゅう じゃま こうこうせい かみがた ふくそう
髪は常に清潔にし、学習の邪魔にならないようにする。高校生としてふさわしい髪型や服装とする。
- 2 せいふく いこうきかん とき きこう せいと たいちようとう おう
制服の移行期間はその時の気候、それぞれの生徒の体調等に応じる。
- 3 つうがく じゆぎょう ぎょうじ さい せいふく ちゃくよう た かつどう げんそく してい
通学や授業、行事の際には制服を着用する。その他の活動においては、原則として指定され
た体操服及び作業服を着用する。

第六章 その他のきまり

1 高校生として健康的な生活を送るために、運動・休養・睡眠・栄養等のバランスを考え、規則正しい生活をする。

2 身分証は常に携帯しておく。失くした際にはすぐに届け出て再交付を受ける。

3 自分の持ち物には必ず記名する。

4 外出する時は、必ず行き先や帰宅時間を家族に伝え、許可を取ってから出かける。

※帰宅時間（4月～9月：午後7時まで、10月～3月：午後6時まで）

5 夜間（帰宅時間以降）の外出は、保護者と一緒に外出する。

6 交際は、お互いを尊重し、高校生としてふさわしい交際であること。

7 アルバイトについては、原則禁止とする。

8 携帯電話の所持については、家庭や学校における約束・ルールを守って使用する。

【詳しくは、生徒心得（細則）第六章 8】

9 原付バイク・自動車の免許取得を希望する者は、校長の許可を受け、保護者の責任において行う。【詳しくは、「運転免許に関する諸規定」】

10 以下の行為を禁止する。

(1) 飲酒・喫煙・薬物乱用・暴力・いじめなど法律や条例で定められた禁止事項

【詳しくは、生徒心得（細則）第六章 10 (1)】

(2) お金や物の貸し借り、人の物を勝手に使う、他人が傷つくような言動

(3) 学校生活に必要なお金や物の学校への持ち込み

(4) 危険な場所・立入禁止の場所への出入り

【詳しくは、生徒心得（細則）第六章 10 (4)】

(5) 携帯電話やインターネット等を利用した個人情報、他人を傷つけるような情報の発信

(6) 教育活動の場を利用し、政治活動等を行うこと

【詳しくは、生徒心得（細則）第六章 10 (6)～(8)】

11 特別な指導及び懲戒処分について

上記10で禁止された行為や社会のルールを守れない場合、及び本校生徒としてふさわし

くない行為が見られた場合は、学校長の判断のもと特別な指導または、懲戒処分を行う。